暴力団排除活動広がる

∽暴力団を「恐れない」「資金提供しない」「利用しない」∽

暴力団の対立抗争や暴力団事務所の進出等に対応するため、暴力団排除の条例を制定・改正する自治体が増えています。

〇各自治体の取り組み状況

・東京都豊島区∽共同住宅等の所有者に対し、暴力団が居住等することが判明した場合の無催告契約解除条項を売買・賃貸契約内容に含める努力義務を内容とする条例を制定

・佐賀県∽暴力団事務所等の開設を防止するために、不動産所有者等に対して、暴力団事務所等が開設されていることが判明した場合の無催告契約解除・買戻し条項を不動産取引の契約内容に含める努力義務を内容とする条例を制定

・三重県∽補助金等を暴力団等に交付することのないように必要な措置を講ずることを内容とする条例を制定

・福岡県∽業者による暴力団員等に対する利益供与の禁止、暴力団事務所に使用されることを知っての不動産取引やその仲介の禁止等を内容とする条例の制定

・長崎∽不動産所有者等及び建設業者に対し、暴力団事務所等に利用されると認められるときの無催告契約解除を契約内容に含める努力義務規定、遵守しない業者等には勧告、公表、入札排除措置を内容とする条例を制定

・鹿児島県〜不動産所有者等に対し、暴力団事務所等の開設が判明したときの無催告契約解除等の条項を不動産取引の契約内容に含める努力義務規定、不動産所有者等がこの規定を遵守しないために暴力団事務所が開設された場合、不動産所有者等への勧告・公表・県契約からの排除等を内容とする条例の制定

〇暴力団排除方策

・暴力団等の情報に接した場合は、警察に通報する

・暴力団等に店舗、事務所、共同住宅を絶対に使用させない

・暴力団等から「みかじめ料」「用心棒代」「ショバ代」「不当な料金での商品斡旋」「不当な料金での商品リース」などを強要された場合には警察に通報する

〇法的な対策

　不動産の売買・賃貸契約書に「無催告契約解除」条項を加えます。この場合、「これ以上違約を続けると、あなたとの契約を解除します」と催告する必要はなくなります。また、契約書に「暴力団等解除」条項として、

・暴力団が居住、使用することが判明したときは、直ちに契約を解除する

・犯罪に用いられたときは、催告せずに契約を解除する

などの規約を加えます。これにより、店舗や事務所、共同住宅が暴力団等の活動場所や犯罪の温床になることを回避できるほか、所有者等が暴力団等からの被害を受けることはなくなります。